

奈良工業高等専門学校危機管理規程

平成20年4月10日制定

平成30年3月27日改正

(目的)

第1条 この規程は、奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）における自然災害及び人為的原因による災害等の危機の防止及び発生時の対応（以下「危機管理」という。）に関し必要な事項を定め、もって本校の危機管理を総合的かつ計画的に推進し、教育研究活動の実施を確保することを目的とする。

(危機管理の基本原則)

第2条 危機管理は、次の基本原則に従って行わなければならない。

- 一 本校の教職員、学生等及び本校を訪れる外来者の生命及び身体の安全を図ること。
- 二 本校の財産の保全及び情報セキュリティの確保を図ること。
- 三 本校の土地、建物その他工作物及び設備の防護、復旧に万全を期すること。
- 四 本校の信頼性の確保を図ること。

(校長の責務)

第3条 校長は、本校全体の危機管理に関し総括するとともに、主事、専攻科長、校長補佐（総務担当）、一般教科主任、各学科主任及び事務部の長（以下「主事等」という。）を指揮監督する。

(主事等の責務)

第4条 主事等は、それぞれの所掌に係る危機管理について、連携して、必要な措置を講じなければならない。

(教職員の責務)

第5条 教職員は、一致協力して危機管理に当たるとともに、校長及び主事等が実施する危機管理に関する措置に従わなければならない。

(連絡及び非常招集)

第6条 教職員は、危機情報を察知したときは、迅速に関係教職員に連絡しなければならない。

2 主事等は、危機が発生したとき又はそのおそれがあるときは、その規模及び程度に応じて、関係教職員を非常招集しなければならない。

3 前2項の連絡及び非常招集の方法等は、別に定める。

(危機管理対策本部)

第7条 校長は、危機が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認めるときは、危機管理を総合的に推進するため、危機管理対策本部を設置する。

2 危機管理対策本部に関し必要な事項は、別に定める。

(関係機関との連携)

第8条 本校は、危機管理が総合的かつ有機的に実施されるよう、平素から関係行政機関、地方公共団体等と密接な連携を図るものとする。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、危機管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。